

## 外国株信託受益証券等（いわゆる日本型預託証券「JDR」）の上場制度の整備について

## 概要

項 目	内 容	備 考
1．定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第14号に掲げる「信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券」のうち、外国株券（金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第9号に掲げる株券の性質を有するもの）を信託財産とするものであって、当該信託財産である外国株券に係る権利と同等の権利を当該信託の受益債権（信託法第2条第7項に規定する受益債権をいう。以下同じ。）とするものとします。</li> <li>・ 「外国投信信託受益証券」とは、金融商品取引法第2条第1項第14号に掲げる「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」のうち、外国株価指数等連動型投資信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券であって、特定の株価指数等に連動する投資成果を目指す外国投資信託に係る受益証券をいう。）を信託財産とするものであって、当該信託財産である外国株価指数等連動型投資信託受益証券に係る権利と同等の権利を当該信託の受益債権とするものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」及び「外国投信信託受益証券」とは、いわゆる日本型預託証券（Japanese Depositary Receipt：JDR）のことをいいます。</li> <li>・ 「外国株信託受益証券」及び「外国投信信託受益証券」は、信託法に基づく内国の有価証券です。</li> </ul>
2．上場制度 （1）上場申請者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株信託受益証券</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
( 2 ) 上場審査	<p>の信託財産となる外国株券の発行者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国投信信託受益証券」について、外国株価指数等連動型投資信託受益証券に係る上場申請の場合と同様とします。</li> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株預託証券の上場審査基準に準じた基準とします。</li> <li>・ 「外国投信信託受益証券」について、外国株価指数等連動型投資信託受益証券の上場審査基準に準じた基準とします。また、「外国投信信託受益証券」の信託契約等について、外国株預託証券の上場審査基準に準じた基準とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、所有者の権利内容及びその行使が不当に制限されていないかを確認します。なお、その場合、信託財産となる当該外国株券の発行者の本国等における法律制度その他の事情を勘案することがあります。</li> </ul>
( 3 ) 適時開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株預託証券の適時開示基準に準じた基準とします。</li> <li>・ 「外国投信信託受益証券」について、外国株価指数等連動型投資信託受益証券の適時開示基準に準じた基準とします。また、「外国投信信託受益証券」の信託契約等について、外国株預託証券の適時開示基準に準じた基準とします。</li> </ul>	
( 4 ) 指定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株預託証券の指定基準に準じた基準とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定制度は、株券、外国株券及び外国株預託証券のみを対象としている制度であるため、外国株信託受益証券についてのみ指定基準を整備します。</li> </ul>
( 5 ) 指定替え基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株預託証券の指定替え基準に準じた基準とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定替え制度は、株券、外国株券及び外国株預託証券のみを対象としている制度であるため、外国株信託受益証券についてのみ指定替え基準</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
( 6 ) 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外国株信託受益証券」について、外国株預託証券の上場廃止基準に準じた基準とします。</li> <li>・ 「外国投信信託受益証券」について、外国株価指数等連動型投資信託受益証券の上場廃止基準に準じた基準とします。また、「外国投信信託受益証券」の信託契約等について、外国株預託証券の上場廃止基準に準じた基準とします。</li> </ul>	を整備します。
3 . 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国株預託証券と同様（外国株券と同様）の扱いとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引制度の対象とします。</li> </ul>
4 . 決済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券保管振替機構における口座振替により行います（内国株券の決済と同様の扱いとなります。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券保管振替機構における制度やシステム等に係る所要の整備が行われることを前提とします。</li> </ul>
5 . その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他所要の改正を行います。</li> </ul>	

以 上